

理事の職務担当に関する規程

平成 15 年 7 月 28 日制定
平成 24 年 5 月 29 日改訂
平成 26 年 3 月 17 日改正、同 5 月 23 日施行

(目的)

第 1 条 この規程は、本会理事の職務に関する事項を定める。

(会長の職務)

第 2 条 会長の職務は、次のとおりとする。

1. 代表理事として法人を代表し、その業務を執行する。
2. 会務を統轄する。
3. 社員総会、理事会を招集し、その議長となる。

(副会長の職務)

第 3 条 副会長の職務は、次のとおりとする。

1. 代表理事として法人を代表し、会長を補佐する。
2. 理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(企画担当理事の職務)

第 4 条 企画担当理事の主管事項は、次のとおりとし、必要な業務を執行する。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1. 社員総会に関する事項 | 7. 官公庁に届出、許認可に関する事項 |
| 2. 役員、理事会に関する事項 | 8. 契約に関する事項 |
| 3. 会員に関する事項 | 9. 諸規則文書に関する事項 |
| 4. 表彰、謝礼に関する事項 | 10. 出版物の保管整備、配付方法に関する事項 |
| 5. 印鑑保管に関する事項 | 11. 事務局および職員に関する事項 |
| 6. 登記に関する事項 | 12. その他各主管に属さない一切の事項 |

(財務担当理事の職務)

第 5 条 財務担当理事の主管事項は、次のとおりとし、必要な業務を執行する。

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 財産の保管並びに財政全般に関する事項 | 5. 収入および支払いに関する事項 |
| 2. 予算編成に関する事項 | 6. 税務に関する事項 |
| 3. 決算に関する事項 | 7. 備品、消耗品の購入、出納保管に関する事項 |
| 4. 会費徴収に関する事項 | 8. その他会計に関する事項 |

(事業担当理事の主管事項)

第 6 条 事業担当理事の主管事項は、次のとおりとし、必要な業務を執行する。

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1. 集会事業・調査研究事業に関する事項 | 3. 出版事業に関する事項 |
| 2. 継続教育に関する事項 | 4. その他事業に関する事項 |

(広報担当理事の主管事項)

第 7 条 広報担当理事の主管事項は、次のとおりとし、必要な業務を執行する。

1. 年報、会報ほか広報制作物発行に関する事項
2. 声明、提言、記者発表に関する事項
3. ホームページ形態の改変や新規サイトの開設に関する事項
4. 日本工学会歴史的文書・書籍の管理に関する事項

(国際担当理事の主管事項)

第 8 条 国際担当理事の主管事項は、次のとおりとし、必要な業務を執行する。

1. 日本工学会の国際戦略に関する事項
2. 国際機関や諸外国団体との協力関係に関する事項
3. 国際的な情報発信に関する事項

(共管事項)

第 9 条 担当理事は主管事項のうち、担当理事の担当事項に関連ある事項を処理するに当たっては、当該担当理事と合議の上決定しなければならない。

付 則 この規程の改廃・変更は、理事会の承認を得なければならない。

平成 26 年 3 月 17 日の改正は、社員総会における定款変更の承認決議後に施行する。

以上